

平成 3 0 年

議会運営委員会会議録

と き 平成30年11月20日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成30年11月20日（火） 午前10時30分～午前11時12分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委 員 伊藤 昌宏 君
委 員 本多 健信 君 委 員 石田 秀男 君
委 員 高橋 伸明 君 委 員 あくつ 広王 君
委 員 新妻 さえ子 君 委 員 鈴木 ひろ子 君
委 員 安藤 たい作 君 委 員 石田 しんご 君
委 員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午前10時30分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

1 議会運営上の変更について

○渡部委員長

それでは、まず予定表1の議会運営上の変更についてを議題に供します。

前回の議会運営委員会で正副一任とされておりました新議員2名の議会改革検討組織の所属先ですが、調整の結果、資料No.1のとおり、芹澤裕次郎議員を議会報告会等準備会議、おくの晋治議員を広報会議とすることで確認いたしましたので、ご報告をいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 品川区長期基本計画策定委員会委員の推薦について

○渡部委員長

次に、予定表2の品川区長期基本計画策定委員会委員の推薦についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、資料No.2をご覧ください。長期基本計画策定委員会の名簿でございます。こちらは10月30日付で各会派から氏名報告いただいたものでございます。

自民党・子ども未来が2名、渡部茂議員と石田秀男議員、公明が新妻さえ子議員、共産が中塚亮議員、民・無が松永よしひろ議員でございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件につきましては、局長の説明のとおりでありますので、特段よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございます。それでは、この名簿のとおり、区長部局に推薦させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

3 平成30年第3回定例会について

(1) 意見書(案)について

○渡部委員長

次に、予定表3の平成30年第3回定例会についてを議題に供します。

初めに、(1)意見書(案)について、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書(案)を議題に供します。

本件につきましては、10月30日の総務委員会において意見書の提出を決定したものでありますので、総務委員長より趣旨を説明していただきます。

それでは、伊藤総務委員長、よろしく願いいたします。

○伊藤委員

それでは、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書についてご説明いたします。

本案は、10月29日の総務委員会におきまして、平成30年請願第15号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」および平成30年請願第16号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を全会一致で採択すべきものと決定し、翌10月30日の同委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものがあります。

本意見書は、東京都が現在実施している固定資産税および都市計画税に係る軽減措置を、平成31年度以降も継続するように求めるものであります。

以下、案文を読み上げます。

[案文朗読]

○伊藤委員

以上であります。よろしく願いいたします。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部委員長

ご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、本件につきましては、総務委員会では全会一致で賛成ということでございますので、無所属議員の態度について、局長からお願いします。

○久保田区議会事務局長

無所属議員2名、ともに賛成とのお話を伺ってございます。

○渡部委員長

それでは、ただいま趣旨説明のありました案文のとおり提案をすることとし、全会派および無所属議員が賛成とのことですので、本件の採決方法につきましては、簡易採決でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡部委員長

それでは、本件の採決方法につきましては、簡易採決に決定いたします。採決方法について、各会派で周知を願います。

以上で本件を終了いたします。

(2) 議事日程 (3) および追加議事日程について

○渡部委員長

次に、(2)議事日程 (3) および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、議事日程 (3) および追加議事日程についてご説明いたします。資料No.4に基づいてご説明いたします。資料No.5、6につきましては、議場に配付する資料でございます。

明日、平成30年第3回定例会最終日が11月21日水曜日午後1時開議で行われます。まず、はじめに各議案の委員長報告、採決を行います。

議事日程(3)の日程第1の第78号議案と、日程第2の第81号議案の2件は、厚生委員長から一括して報告をしていただきます。厚生委員会の審議結果は、第78号議案は共産党を除き賛成多数で可決したため、起立採決となります。第81号議案は、全会一致で可決いたしました。無品、ネット、無所属議員の2名につきましても、原案に賛成とのことでありますので、簡易採決となります。

次に、建設委員会でございます。日程第3の第79号議案は、建設委員長から報告をしていただきます。建設委員会の審議結果は、全会一致で可決。無品、ネット、高橋しんじ議員は原案に賛成とのことでありますので、こちらは簡易採決となります。

次に、文教委員会でございます。日程第4の第75号議案から日程第7の第80号議案は、文教委員長から一括して報告していただきます。文教委員会の審議結果は、第75号議案および第76号議案は、共産党を除き賛成多数で可決したため、起立採決となります。第77号議案および第80号議案は、全会一致で可決いたしました。無品、ネット、筒井議員は原案に賛成とのことでありますので、こちらは簡易採決となります。

次に、日程第8の第74号議案、一般会計補正予算は、厚生・建設・文教委員長から各委員会の審査結果を報告していただきます。その後、総務委員長から総合審査の結果についてご報告をいただきます。審査結果は、厚生・建設・文教委員会で全会一致、総務委員会の総合審査でも全会一致でありますので、こちらは簡易採決となります。

次に、日程第9から日程第13までの各会計歳入歳出決算は、決算特別委員長から一括して報告していただきます。決算特別委員会での審査結果は、日程第9から日程第12までの各会計決算は、共産党を除き賛成多数で可決したため、こちらは起立採決となります。日程第13の災害復旧特別会計歳入歳出決算は全会一致で可決いたしましたので、簡易採決となります。

次に、追加議事日程でございます。追加議事日程の第1は、ただいまご確認いただきました議員提出第4号議案、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書でございます。伊藤議員から提案説明をしていただいた後に、採決を行います。こちらは今確認したとおり、簡易採決となります。

次に、議事日程(3)に戻りまして、請願・陳情の審査結果についてでございます。日程第14の請願・陳情審査結果は、請願2件、陳情6件で、簡易採決となります。日程第15の常任・議運・特別の各委員会の議会閉会中継続審査調査事項の手続を行います。終了予定時間は2時30分の予定でございます。

なお、第3回定例会の最終日でありますので、本会議終了後に区長、副区長、教育長が各会派を挨拶に回りますので、本会議が終わりましたら、控室での待機をお願いいたします。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明について、ご質疑等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それでは、各採決方法につきましては、ただいま局長から説明がありましたとおり、日程第1、日程第4から5、および日程第9から12の採決方法につきましては起立採決、そのほかににつきましては簡易採決ということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それでは、そのように決定をいたします。

日程第1、日程第4から5、および日程第9から12の採決方法につきましては起立採決の欄に丸を、その他の欄は簡易採決に丸をつけていただき、各採決方法について各会派で周知を願います。

以上で本件を終了いたします。

4 平成30年第4回定例会について

○渡部委員長

次に、予定表4の平成30年第4回定例会についてを議題に供します。

一般質問の順序および質問者につきまして、局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、第4回定例会についてご説明いたします。予定表をご覧ください。一般質問の順序および質問者についてでございます。

第4回定例会は、1日目が12月6日木曜日、午後1時開議でございます。一般質問の順番は、1番目に自民党・子ども未来の本多健信議員、25分でございます。2番目が公明、あくつ広王議員、20分。休憩を挟みまして、3番目が共産、おくの晋治議員、20分。4番目が民・無の木村けんご議員、20分。そして、5番目が無品の須貝行宏議員、20分でございます。

2日目は、翌12月7日金曜日、こちらは午前10時開会でございます。午前中に3人行う予定でございます。最初、6番目になりますけれども、共産、のだて稔史議員、25分でございます。7番目が自民党・子ども未来、渡辺裕一議員、25分。8番目が公明、浅野ひろゆき議員、20分。昼の休憩を挟みまして、9番目が民・無、大倉たかひろ議員、20分。10番目が自民党・子ども未来、伊藤昌宏議員、25分。休憩を挟みまして、11番目がネット、田中さやか議員、20分。12番目が無所属、高橋しんじ議員、20分でございます。

なお、2日目の昼休憩の際には委員長会を開きたいと思っておりますので、委員長の方につきましては、別途ご連絡は差し上げますけれども、委員長会にご出席をお願いいたします。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件について、何か確認等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

5 区議会防災訓練の実施について

○渡部委員長

次に、予定表5の区議会防災訓練の実施についてを議題に供します。

局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、資料No.7-1と資料No.7-2をご覧ください。区議会の防災訓練についてご説明いたしま

す。

今年度は、区が行います区内一斉防災訓練に合わせて行うということで、これは確認してございます。目的は、1に書いてありますように、品川区地域防災計画に基づいた訓練を同一想定で実施し、防災に対する意識や地震発生時の行動力を高めるというものでございます。

実施月日でございますけれども、平成30年12月9日曜日、10時から15時ということでございます。

訓練内容については、大きく3つございます。1つ目が避難所訓練でございます。時間は10時から12時を基本とさせていただきます、会場は資料No.7-2にありますように、13地区46カ所で行われます。こちらにつきましては、訓練に参加を希望する議員の方に、各避難所に直接ご参集をいただくというものでございます。こちらのほうは、希望があればご参加いただければと思います。

2番目が議員の安否確認でございます。こちらは10時から12時の間に安否確認のメールをお送りいたしますので、受け取りましたらば、安否確認の返信をしていただければと思います。参加は全議員および議会事務局職員を予定してございます。

3番目が区議会地震等災害対策本部運営訓練でございます。こちらは避難所訓練が終わりました後、13時半から15時の間に正副議長応接室で、議長、副議長、会派幹事長、そして議会事務局職員で訓練を行う予定でございます。こちらにつきましては、防災服とヘルメットをご着用ください。なお、会派の幹事長等につきましては、代理による参加も可となっておりますので、その場合にはまたお知らせをいただければと思います。

4番目としましては、訓練の流れでございます。区の想定では、8時に地震発生を想定してございます。そして、10時から避難所訓練が行われるという予定でございます。もしできましたらば、避難所訓練に参加する議員の方は、避難所の情報や地域情報をメール等で送っていただけますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。また、議員安否確認については、事務局から全議員に安否確認メールを送付しますので、12時までにメールを返信してください。

次に、12時に避難所訓練が終了いたしました後に、13時半から本部訓練を行います。第1回目の本部会議が13時30分、2回目が14時30分でございます。そして15時、訓練終了の予定でございます。なお、本部訓練に参加されない方は、避難所訓練が終わった段階で訓練は終了ということになりますので、あらかじめご了承ください。

また、前も一回議論になったのですけれども、例えば地元などで区民消防隊等、そういうのをされている方でそちらを優先されるということであれば、避難所訓練にはご参加いただかなくても結構ということで確認をとってございます。

その他でございますけれども、避難所訓練への参加につきましては、会派で参加者を取りまとめまして、事務局までご報告をいただきますようお願いいたします。11月26日月曜までに、庶務係にご報告をいただければと思います。報告にあたりましては、こちらの資料No.7-2をお使いいただければと思います。一応、時間は10時から12時ということが基本となっておりますが、会場によっては多少、時間に変更になる可能性もあるということでございますので、その場合には、該当する方に個別にお知らせいたします。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件について、何か確認等ございますでしょうか。

○石田（し）委員

2点ありまして、まず1点目が避難所訓練なのですけれども、議員が参加する場合は、どういった服装で行くべきなのか。いわゆる防災服というのが議員には貸与されていて、以前もあくつ委員から、防災服をいつ着るのかという質問があったかと思うのですけれども、その辺の確認が1点。

それと、今までは避難所訓練に参加する議員が、事務局に対して参加する意思表示みたいなものを示していなかったと思うのだけれども、何でわざわざ避難所訓練の参加を事務局に報告しなければいけないのかというのが1点。これは、これをするによって、例えば避難所訓練の中で、何か我々が行政側と、来ていますよという出欠みたいなものをとるのか、それともなにか新しい試みでもあるのかどうか、そこだけ教えてください。

○久保田区議会事務局長

1点目の服装についてでございますけれども、前にこの議会運営委員会でも議論となりましたが、防災服を着用しないということで前回は確認されているということでございますけれども、もしあれでしたら、この議運の中でご確認をしていただければと思います。もし防災服ではなくてということであれば、腕章をお貸し出しできますので、必要であれば、おっしゃっていただければご用意はしてございます。

2点目の、報告がなぜ必要かということでございますけれども、これまで合同で訓練というのは、正式な形ではやっていなかったと認識しているのですけれども、区議会としての訓練は区議会としての訓練でやっていて、区内一斉訓練は区内一斉訓練でやってまして、そちらに議員が自由に参加する形だったと思うのですが、今回は区議会の訓練と区で行う区内一斉防災訓練を合同で実施するということになりましたので、区議会議員として避難所訓練に参加をするということであれば、事前にご報告をいただいて、どこに行っているかということを確認させていただきたいということで、報告をお願いしているものでございます。

会場へ行って、何か役割をさせられるというような、しなければならないということはないということでございますので、訓練を見ていただくなり、自主的にお手伝いをさせていただくという形でもよろしいかと思います。そういうことで確認をとってございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。そうすると、例えば本当に災害があったときに、幹事長なり議長なりは、こちらで災害対策本部を立ち上げて会議をされると。では、ほかの議員がどうするのかといった中で、皆さん各地域のそういったところに行って、いろいろと話をしたりすると思うのだけれども、それを想定して、区議会と行政と一緒にやるということは、そういうことも含めてのことなのか。そういうのはなしで、ただ、あくまで一緒にやっている体をつくっているのか。

具体的に今までと違うやり方をやるというのだったら、何が違うのかということのをしっかりしないと、せっかくこういう訓練をやるのであれば、実際に想定してやられたほうがいいわけで、どうしてあえて一緒にやるみたいなことを言っているのか、僕の中では理解ができないので、何を變更してそういったことになっているのかということだけは、しっかりと各議員が共有しないと、避難所訓練に参加しても、前と何も変わらないのかなとも思うので、その辺はどういうふうに考えているのか教えてください。

○久保田区議会事務局長

まず、一緒にやるということですが、こちらは区がやる訓練と一緒に合同でやるということで、

区の対策本部と区議会の対策本部との情報の連携等をどうやって図ろうかということを確認するための訓練が、まず1つでございます。ですから、実際には局長と職員1名が、区の対策本部に詰めまして、区からもらった情報等を適時、区会議の本部に流しますし、午後にやります対策本部の会議の中でご報告をします。逆に、議員から来た情報等につきましても、区議会の対策本部会議の中で整理しまして、必要なものを区の本部に報告するというものを行うために、合同でやるということでございます。

避難所訓練につきましては、合同でやるのが今回初めてでございますので、避難所に行って議員がどういった行動をするかというのは、正直まだ詰めているところではございませんので、形的には今までと同じように、地域の人や区の職員が参加している訓練をご覧いただくなり、また町会の方と一緒にあって、訓練のお手伝いをして、そういったものに参加していただくということ。あとは、避難所訓練を行うことで地域情報を集めるという訓練もありますので、例えば訓練が行われている様子などを、写真を撮ってメールで送っていただくとか、地域ではこうなっているということを本部に情報提供していただくといった意味もありまして、今回こういう形をとらせていただいたということでございます。

今後、もし議会として、こういう訓練の際に何かを想定して、実際にどうやって動くのかということにつきましては、また委員の間で議論をしていただいて、それを踏まえて、区の防災課等とも連携をしながら、協議しながら、進めていきたいと考えてございます。

○渡部委員長

一言いいですか。今、局長から説明いただいていたのですがけれども、実際、区議会の防災訓練というのをやっていて、区の一斉訓練というのを数年前から始めて、同じ日にやらないと意味がないのではないかと問題意識は持っていました。その中で、今回、何分初めてやることなので、そこで何を我々がやるかというのも手探りだと思うのです。

学校数も46ですか、避難所数も46あって、やり方というのはそれぞれの学校で避難所連絡会があって、町会の方々が決めてやっているから、そこで我々が何かをやらなければいけないというのはないと思うのですがけれども、今回初めてそこにも出る。それで連絡しなければならないという訓練があって、最終的には本部での訓練もあるという中で、では私たちが避難所に行った場合に、どういうことができるのかというのは、一度今回、まずどんなものなのか見て、また議運の場なのか、議会改革の場なのかで議論する。

だから、今こういうルールだと、こういうことがあるというわけではなくて、何もない状況で行ってみて、こういうほうがいいのかという場なのかなという思いがありました。

○石田(し)委員

ありがとうございます。

なぜ質問しているかということ、前回と随分変わったのです。何が変わったかということ、まず、災害対策本部も同時にやらないと。10時の段階でやらずに、ずらしているのです。それがなぜなのかというのがわからないのと、先ほど局長からご説明があった、例えば地域の状況を報告するというのを、前回は各会派で1人、役割を決めて状況を報告する、「けがしています」みたいなこととか、「どこかで建物が倒れています」みたいな報告を、たしか各会派で1人ずつ決めて事務局に報告を上げたのです。それが今回載っていないと、今、局長から説明があったので、それをやるのかなとも思うのだけれども、これはあくまで安否確認のメールだけとなっているのです。

何が変わって、何を我々が今回の訓練でやるべきものなのか。それは委員長がおっしゃるとおり、今後に向けて手探りの部分もある。だったら、それでも構わないのだけれども、例えば私が会派の所属議

員に説明をするときに、何をしなければいけないのかというのが、これだとよくわからないのです。前回と随分いろいろと違うから。

なので、そこを明確にしておいてもらったほうがいいのかというのは、議員全員がどういうことをやらなければいけないのかというのを共有しておいたほうが、前回何となく皆さんが覚えているものと、若干違っているのかなと思って、もし前回とそんなに変わらないのだったら、前回と変わらないでもいいし、大きく変わっているのだったら、何が変わって、何を議員がこの訓練でやるべきなのかというのは明確にしてほしいというのがあって質問をしたので、そこだけ最後に教えていただけますか。

○久保田区議会事務局長

まず大きく違うのは、前回は区内一斉防災訓練と同日には行っていないということです。前回は、区内一斉防災訓練は昨年の12月上旬に行いました。区議会のほうの訓練は1月下旬に行ったということで、区の区内一斉防災訓練と合同でやっているということが、前回と大きく違うということが1点でございます。

それと、避難所訓練に、希望制ではございますけれども、参加をしていただくということが2点目でございます。前回はこういう形で希望をとって、参加するかどうかということも確認をせず、本部訓練を中心に、安否確認のメールを送って、こちらから想定した災害情報等について送っていただくということの確認をしたところでございますけれども、今回は避難所訓練にも議員の方々に希望制でご参加をしていただくというところが違っているということでございます。

今回なぜこういう形をとったかということでございますけれども、区内一斉防災訓練と合同でやるということになりますので、まず、避難所訓練に参加をするということであれば、本部訓練を同時間で開くということもできるのですけれども、区の訓練の想定が、午前中に1回本部を開いて、その後は避難所訓練の様子を確認に行ったり、情報を集めているということがあり、区の行う訓練の2回目の防災会議が午後から行われるということになりますので、そういった情報をあわせてとると、本部訓練は午後からやられたほうがいいのかとは考え、こういう形でご提案をさせていただいたところでございます。

○あくつ委員

防災服の話が出たのですが、以前の議論の中で、あと、町会もそうなのですが、多分、これは一斉防災訓練なので、町会の方たちも、いきなり発災したという認識なので、基本的には防災服を着ないで皆さんも参加される。前回の議論の中では、これは普通の避難訓練、防災訓練と違って、我々も私服で参加する、ただ腕章はするみたいな。

昨年は違うとおっしゃいましたが、前々回だと、たしか我々もこれで自由参加のときはあったので、ということなので、防災服に関しては、逆に防災服を着ていたら浮いてしまう可能性があるもので、それだけは議論の前提として。議論して、着ていくというのもありだと思うのですが、一応確認です。

○渡部委員長

たしか区の職員の方も、一斉訓練のときはビブスなのです。議員は、今の局長に示していただいている腕章をつけるということでよろしいですか。腕章も要らないですか。

○久保田区議会事務局長

もし腕章をお使いになるということであれば、こちらの区議会議員の腕章は人数分ありますので、参加される方にはお渡しして、これを着用していただけるということであれば、議員だということは周り

から見てわかるということになりますので、必要であれば、これは確認していただいた上でお貸しいたします。

○渡部委員長

いかがでしょうか。腕章を着用しようと思うのですけれども、各会派で配ってもらえますか。いかがですか。

○石田（秀）委員

初めてやることなので、今の話みたいなことはいいのだけれども、私は実際にこういうことが起きたときに、多分行くでしょう。どこにいても、近くにいれば、近くの学校に行くでしょう。だけれども、メールを送る、送らないというのは議会の話であって、その場において、議員が議員ですという顔をして行く話ではないと思うのです。

多分そこに行くのであれば、町会員なのです。その地域の人間なわけです。それだったら、防災服の話ではないけれども、議員が「議員です」といってわざわざ腕章をしていく必要は、私はあまりなくて、訓練にぱっと行くのなら、メールを送るのは別にそのときでなくても、どこかでちょっとメールを送って、それこそ今言った何人かを決めて、誰かそういう状況を送ってと会派で言うておくぐらいの感じで、それは後々、災害対策本部が立ち上がる、それはそれでそういう訓練も必要だろうから、それでいいと思うのだけれども、わざわざ「私たち、議員です」と災害のときに腕章をつけていく必要はないと思います。

○渡部委員長

新しい意見が出てきましたけれども。

○石田（し）委員

ごもっともなのですけれども、では、そもそもこれの訓練をやる意義がよくわからなくなるけれども、東日本大震災でも、どの震災でもそうなのだけれども、議員が逆に、「俺は議員だ」と、「何かあるか」と騒ぎ立てて、問題になった地域が結構あって、我々としては、どういうふうにするのがいいのかというのは検証が必要なのかなと思っているのです。多分、そのための防災訓練なのかなと思うので。

石田秀男委員が言うように、私も多分、そんな顔で行くのではなく、おそらく一兵卒として行くのだと思うのだけれども、実際、では議会としてどういう役割を持ってやっていこうという、ある程度意思疎通はとっておいたほうがいいのかなというのは一方であるので、その辺をどうするかというのは、今回これをやってみて、さっき委員長が言ったみたいに、次のどこかで、どうしていこうかみたいなことを話すなら、それはそれで全然構わないのですけれども、そういう訓練ですよと位置づけるのかというのだけ、どこに位置づけてこの訓練をやるかというのは、しっかり今の時点である程度持っておいたほうがいいのかなと。

私服でビブスを使うのか、スーツで行くのか、それは個人の判断に任すのか、そこだけでもある程度決めておかないと、やる意味があるのかなと思ってしまったので、ぜひそこは。

○渡部委員長

今回こういう形で訓練をやるのは、初めてなのは初めてなわけで、では、それをどういうふうにかこれから先、活かしていくかということは、この後どこかでやるべきだとは思いますが。

石田秀男委員が言ったとおり、当然私たちは一町会員として参加するのはそのとおりなのだけれども、当日午前中から午後の本部訓練まで含めると、一日この日は区議会も訓練の日なわけですから、そういう部分では、私は今回、腕章を着用していいのかなと。逆に訓練ですから。実際に災害があって何かや

るわけではないですし、訓練の一環で行くから、それはそれでいいのかなという気はいたしています。

服装については、スーツで行かなければいけないとか、何で行かなければいけないというわけでは全くないので、普通の平服といいたいでしょうか、普通の格好でいいのかなとも考えていますが、とりあえずそれでやってみるといのはいかがでしょうか。

それと、後のメールのやり方は、石田秀男委員と石田しんご委員が言っていましたけれども、訓練ですから、基本的に、確かに全員が全員送る必要があるのかといたら、とりあえず安否確認は全員やらなければいけない。だけれども、こういう状況ですという報告がないかあるかと思ったら、あったほうがいいわけです。ちょうど1会派1人なのかどうかという話もできましたから、最低限1会派1人はその役割を決めておいて、メールを事務局に送るといいう形でよろしいですか。

その他で送りたい人は、何かやれる人がいたら、それはご自由に送っていただくという形で、ただ、最低限各会派1人は出してくださいということの取り決めでいかがでしょうか。いいですか。

〔「安否は全員送るといいうのだから」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

安否は全員。だから、状況をメールで。誰もボタンを押すだけで終わってしまって、何も送らないというのではなくて、各会派1人、どなたかは、それをきちんと送ってくださいということの取り決めでよろしいでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

では腕章は、明日本会議があるから全員に配ってください。服装は自由です。メールで安否確認は全員やってもらわなければいけないけれども、状況を報告する方は、どなたか最低1人は決めてくださいというところまでの確認はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それと、腕章を必ず返してください。毎回腕章が減るらしいのです。なので、要返却でございますので、終わりましたら腕章の返却をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ほかによろしいですか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

6 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○渡部委員長

次に、予定表6のその他を議題に供します。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおり申し出ることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございました。そのように申し出いたします。

(2) 議長会等の報告について

○渡部委員長

次に、(2)議長会等の報告についてを議題に供します。

議長よりお願いいたします。

○松澤議長

1月19日に開催されました議長会、競馬組合議会および清掃一部事務組合の会議の概要をご報告申し上げます。

議長会総会では、特別区協議会理事会で東京区政会館別館建設基本計画の中間報告が承認されたとの報告がありました。全国市議会議長会の協議会と関東市議会議長会理事会などの内容説明がありました。また、議長会研究会が防災まちづくりをテーマに開催されました。

次に、競馬組合議会全員協議会は、競馬開催成績について報告があり、売得金額は前年対比で1日平均101%の増加となりました。また、平成31年度の大井競馬場開催日程が示されました。

清掃一部事務組合全員協議会では、平成30年第4回定例会提出予定の契約案件の説明がありました。また、東京電力ホールディングス株式会社に対する賠償請求の説明と、渋谷清掃工場北側用地の土壤汚染の調査結果報告がありました。

○渡部委員長

報告が終わりました。

何か質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、本件を終了いたします。

(3) CATVの放送について

(4) 各種会合の議員に対する案内状等について

(5) 期末手当の支給日について

(6) 政務活動費について

(7) その他

○渡部委員長

次に、(3)から(7)までの5件を一括して議題に供します。

それでは、局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、初めに(3)のケーブルテレビの放送です。資料No.8の番組表のとおり放送する予定でございます。1回目が12月10日曜日から14日金曜日まででございます。今回、第4回定例会は人数の関係で、13日の木曜日と14日の金曜日は午後4時からの放送となりますので、この点についてご留意いただければと思います。再放送は15日の土曜日と16日の日曜日でございます。

次に、各種会合の議員に対する案内状等についてでございます。資料No.9をご覧ください。4年に1度、統一地方選挙の前年に、各団体に対しまして新年会等の案内状に会費を明記していただけるようお願いする通知を出してございます。これを団体等にこれから発送するというものでございますので、事

前に議会運営委員会にご報告をさせていただきました。

次に、(5)期末手当の支給日です。こちらは12月10日月曜日に期末手当が支給されます。

(6)政務活動費につきましては、第3期分収支報告書の提出を1月30日の水曜までをお願いします。また、第4期分請求書の提出期限は12月7日金曜日とさせていただきます。そして、第4期の交付は1月9日水曜日を予定してございます。

次に、その他でございますけれども、まず、Jアラート情報伝達試験が11月21日の水曜日、午前11時から放送されます。

次に、議会棟エレベーターの工事が12月19日水曜日午後8時から2月20日水曜日まで、約2カ月行われます。これによりまして、議会棟のエレベーターが使えなくなりますので、階段をご利用いただくか、本庁舎のエレベーターをお使いいただくようになるかと思えます。

それで、ご案内ですけれども、第一駐車場のスロープをおりてちょっと左側のほうに出入口がありまして、法務局の横を通過して本庁舎のエレベーターに出られますので、駐車場利用の場合はそちらを使って上に上がることもできます。ただ、そちらは平日が7時45分から20時まで開放されていて、土日は閉鎖をされているということになってございますので、その点、ご了承いただければと思います。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご質疑等はございますでしょうか。

○石田（秀）委員

今の法務局のところの話なのだけれども、あそこは基本的には、完全に仕分けされているのですか。一回、法務局の中みたいのところを通過するのではなくて。

○久保田区議会事務局長

法務局の中には入りませんので、スロープをおりていただいて左側のほうです。右側のほうに行ってしまうと、法務局の中に入ってしまう。法務局の職員用の出入口になりますが、左側は法務局の中は通らないで、昔でいうメール室があったところを通過していきますので、本局とは分かれていますので、大丈夫です。

○あくつ委員

あそこは入ってはいけないと私は思っていたのですけれども、特別にその期間だけ大丈夫ということでもいいのですか。

○久保田区議会事務局長

張り紙されていて、「関係者以外入ってはいけない」となっていますけれども、議員の皆様は区の関係者ですから、入っても構いませんし、今回はエレベーターが使えない状態になっていますから、ご利用は問題ありません。経理課にも確認しています。

○渡部委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

次回開催は、12月5日水曜日午前10時半からを予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時12分閉会